

§ 4 参考資料

- 1 高圧ガス設備の移設等に係る許可申請等の添付書類並びに完成検査等の取扱について
- 2 高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱について
- 3 LGC（超低温容器）等の当面の運用について
- 4 照会事例
- 5 手数料の算定の扱いについて
- 6 保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について
- 7 許可等申請時の基準適合状況の記述方法について
- 8 高圧ガスに係る事故等について（新潟県取扱い）
- 9 コールド・エバポレーターの運用について

注意事項： これらは当県の運用として作成したものであり、新潟県以外の運用とは必ずしも一致しないので、注意すること。また、新潟県以外へ照会する際にこの事例集を根拠にしないでください。

1 高圧ガス設備の移設等に係る許可申請等の添付書類 並びに完成検査等の取扱について

1 適用範囲

高圧ガス保安法に規定する製造事業所、貯蔵所及び特定高圧ガス消費事業所において、高圧ガス保安法の適用を受けている若しくは受けていた高圧ガス設備、又は、それ以外の設備を、移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下、「移設等」という。）により高圧ガス設備として使用する場合は、標準的な許可申請等の添付書類及び完成検査等について定める。

2 用語の定義

この取扱において使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例によるものの他、以下に定めるところによる。

- (1) 移設：高圧ガス設備の使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度 等）を変更せずに、単に設置場所のみを変更すること（同一事業所内での変更を含む。）
- (2) 転用：高圧ガス設備の使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度 等）を変更すること
- (3) 再使用：廃止した高圧ガス設備を再び使用すること、及び、休止している設備を再び使用すること
- (4) 記録検査：当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合のその記録による検査

3 許可申請等の添付書類

移設等を行う高圧ガス設備については、以下の書類を申請（届出）書に添付すること。

- ①設備の設置手続きを証する書類
（許可書（製造許可、変更許可）や届出書（製造事業、変更）の写し 等）
 - ②完成検査証の写し（完成検査を受検した場合）
 - ③直近の保安検査証の写し（保安検査を受検した場合）
 - ④設備の撤去又は廃止を証する書類
（軽微変更届、廃止届の写し）
 - ⑤直近の定期自主検査記録
 - ⑥設備の証明書類
（特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書 等）
 - ⑦設備の使用履歴を示す書類（設置、撤去、補修・修理、事故等の記録）
 - ⑧設備が使用されていたプラントの概要及びフローシート、運転状態を説明する書類
 - ⑨保管状態等にある設備は、保管場所、保管期間及び保管時に取った措置を説明する書類
 - ⑩その他必要と認められる書類
- ※1 県内移設等の場合は、上記①～④の書類は添付省略可。
- ※2 コールドエバポレーター（以下、「CE」という。）の移設等の際、高圧ガス保安協会（以下、「KHK」という。）の移設性能検査を受検する場合は、上記⑥のみの添付でよい。
- ※3 次に掲げる場合については、申請前に高圧ガス保安協会の委託検査で設計検査を受け、基準に適合している事を確認（特定設備は特定則に適合を確認）し、申請時に委託検査等成績証明書を添付すること。
- ①高圧ガス保安法以外の法令が適用されていた設備（ガス事業法、労働安全衛生法 等）のうち、特定設備と同等規模の設備を移設、転用する場合
 - ②CEを液化酸素、液化窒素、液化炭酸ガス、液化アルゴン以外のガスの設備として転用する場合
 - ③特定設備検査合格証又は認定試験者試験成績証明書の交付を受けている設備を、書面に記載の設計条件の範囲を超えて転用する場合

4 移設等の際に行う耐圧性能及び強度の確認について

(1) 移設時に行う検査

① C E

特定設備検査合格証	検査
交付から3年以内	記録検査
上記以外	移設性能検査※

※同一事業所内又は同一事業者の事業所間の移設の場合、移設性能検査と同じ項目の自主検査に代えることができる。

移設性能検査：KHKによるC Eに係る貯槽の移設に伴う性能検査

(外観検査、内層の耐圧試験、内層の気密試験、断熱性能試験及び腐食検査)

② C E以外の設備

ア 特定設備検査合格証及び認定試験者試験等成績証明書が交付されている設備

直近の耐圧試験又は開放検査	検査
保安検査における開放周期内にあるもの	記録検査
上記以外	開放検査（非破壊検査及び肉厚測定）

イ 上記以外（配管や弁類）は記録検査

(2) 転用時に行う検査

① C E

転用後の製造するガス	検査
液化酸素、液化窒素、液化炭酸ガス、液化アルゴン	記録検査
上記以外	KHK委託検査 (耐圧・気密試験、肉厚測定)

② C E以外の設備

ア 特定設備検査合格証及び認定試験者試験等成績証明書が交付されている設備

転用後の使用条件（ガス種、圧力、温度）	検査
設計条件の範囲内の場合	記録検査
上記以外	KHK委託検査 (耐圧・気密試験、肉厚測定)

イ 上記以外（配管や弁类等）

転用後の常用圧力に対する耐圧試験の圧力	検査
設置時に実施した耐圧試験の圧力の範囲内	記録検査
上記以外	耐圧試験及び肉厚測定

(3) 再使用時に行う検査

	検査
C E	記録検査
C E以外の設備のうち、直近の耐圧試験又は開放検査から保安検査における開放周期内にあるもの	記録検査
C E以外の設備のうち、直近の耐圧試験又は開放検査から保安検査における開放周期を超えるもの	開放検査 (非破壊検査及び肉厚測定)

5 移設等の際に行う耐圧性能及び強度の確認以外の検査について

移設又は再使用する設備に圧力計、温度計、安全弁等の安全装置、緊急遮断弁等がある場合において、直近の定期自主検査から1年を超えているものについては、次の区分により圧力計・温度計の精度確認、安全弁の作動試験、緊急遮断弁の弁座漏えい試験等を実施し、設備に異常がないことを確認すること。

事業所の区分	検査期限
第一種製造事業所、第一種貯蔵所	完成検査受検まで
上記以外	使用開始時まで

6 注意事項

- (1) 移設等の際に設備の改造等を行う場合は、本取扱の他に「高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱」（次ページ以降参照）に従い、検査を実施すること。
- (2) 耐震設計構造物の移設等の際には、再評価を必要とする場合があるので、注意すること。
その際、耐震告示施行前に製作された設備は、現行の耐震告示に適合しない場合があるので、注意すること。
- (3) 設備を保管していた場合、保管状況が良好であることが前提となっているため、保管状況によっては、開放検査の実施を指示する場合がありますので留意すること。
- (4) 「1 適用範囲」における申請、届出は以下のものをいう。
 - ①法第5条第1項各号、第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項に規定する許可申請
 - ②法第5条第2項各号、第14条第4項、第17条の2第1項、第19条第4項、第24条の2第1項、第24条の4第1項に規定する届出
 - ③第一種製造事業所における小規模非連結設備の変更にかかる法第14条第2項に規定する届出

2 高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱いについて

1 適用範囲

高圧ガス保安法に規定する製造事業所、貯蔵所及び特定高圧ガス消費事業所において、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス設備の改造、補修又はこれらの併用（以下、「改造等」という。）する場合の標準的な検査について定める。

2 用語の定義

この取扱いにおいて使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例によるものの他、以下に定めるところによる。

- (1) 改造：製造設備等の形状、材質を変更すること
- (2) 補修：損傷又は減耗した製造設備等を形状、材質を変更せずに修復すること
- (3) ノズル交換：高圧ガス設備のノズルを改造又は補修すること

3 改造等に伴う検査について

- (1) 必要な検査項目は、原則別表4-1のとおりとする。
- (2) 特定設備検査を受検した設備及び特定則施行前に製作された特定設備と同等規模の設備は、別表4-2のとおり高圧ガス保安協会の委託検査を受検することにより、特定則の基準に適合していることを確認すること。

4 注意事項

- (1) 高圧ガス保安協会の委託検査の受検が必要となる設備の改造等は、完成検査時に成績証明書の確認を行うので、高圧ガス保安協会と十分調整を行うこと。（完成検査の必要がない設備においては、成績証明書で合格を確認してから製造（貯蔵）を行うこと。）
- (2) 貯槽の改造等を行った場合は、開放検査周期が短縮される場合があるので、注意すること。
- (3) 開放検査で発見された欠陥の補修は、告示に定める保安検査基準に従って適切に検査を実施すること。また、開放検査で発見された欠陥の補修以外の補修は、事前に当課と協議すること。
- (4) 1における「手続き」とは、以下の申請、届出をいう。
 - ①法第14条第1項、第19条第1項に規定する許可申請
 - ②法第14条第4項、第19条第4項、第24条の4第1項に規定する届出
 - ③第一種製造事業所における小規模非連結設備の変更にかかる法第14条第2項に規定する届出

別表 4-1 検査項目

設備区分	改造・補修	ノズル交換
<ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類 ・塔槽類に類似の設備 ・CE 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の検査（改造の場合のみ） （耐震設計確認 等） ・材料の検査 ・加工の検査 （寸法検査 等） ・溶接の検査 （溶接機械試験、非破壊検査 等） ・構造の検査 （耐圧・気密試験、肉厚測定 等） ・断熱性能試験 （CE及び真空断熱の塔槽類の場合） 	<p>1 別表 4-2 において、委託検査の受検を必要とする場合は、左欄の改造の場合と同項目の検査</p> <p>2 1 以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験 ・断熱性能試験 （CE及び真空断熱の塔槽類において、本体接続部から交換する場合）
<p>その他 （蒸発器、回転機器等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験 ・肉厚測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験

注意事項

- 1 特定設備検査を受検した設備及び特定設備と同等の設備は、特定則に基づき検査を実施すること。
- 2 耐圧試験は、変更部のみの部分耐圧でも可とする。
- 3 検査項目は、設備の規模、改造・補修の程度に応じ、必要なものを追加すること。

別表 4-2 高圧ガス保安協会の委託検査の受検の要・不要

委託検査における検査項目は、別表 4-1 による。

設備区分	改造・補修	ノズル交換	
<ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類 ・塔槽類に類似の設備 ・CE 	<p>必要</p> <p>※補修の場合は、程度に応じ判断する。</p> <p>※熱交換器のチューブ材質変更は不要</p>	<p>本体接続部から交換する場合</p> <p>必要（40A 以上のノズルを含む場合）</p> <p>不要（40A 未満のノズルのみの場合）</p>	<p>本体に影響がない方法で交換する場合</p> <p>不要</p>
<p>その他 （蒸発器、回転機器等）</p>	<p>不要 ※処理能力が単独で 100 万 m³/日を超えるような規模が大きい設備は、改造・補修の程度により委託検査を受検すること。</p>		

3 LGC（超低温容器）等の当面の運用について

液化酸素、液化窒素、液化アルゴン等臨界温度の低いガスの充填には超低温容器が使用されている。当該容器は、通常、液面加圧蒸発器（加圧コイル）を有し、加圧蒸発器で気化したガスを容器の気相部へ戻し、液面を加圧して液化ガスを送り出す構造となっている。

この液面加圧行為は、高压ガスの製造に該当するが、全国的にその取り扱いに不統一の点があったため、平成5年KHK（高压ガス保安協会）運用検討委員会により当面の対応方針が示された。

更に、平成12年4月1日に施行された改正省令により、従来通達で示されていた処理量の算定式が省令化され、その中で「加圧蒸発器付き容器」が処理設備として新たに規定された。

この「加圧蒸発器付き容器」については、これまでの経過を踏まえ、次表のとおり運用することとする。

容器種別	ガス種	送ガス蒸発器	区分	措置	保安検査
加圧蒸発器付き超低温容器	窒素、酸素、アルゴン、炭酸ガス	接続する送ガス蒸発器の出口圧力1MPa以上	製造	製造の許可又は届出	酸素（100m ³ /日以上） 2年ごと
		接続する送ガス蒸発器の出口圧力1MPa未満	製造	内容積500リットル超え又は加圧蒸発器が外部に附属するもの 製造の許可又は届出	窒素、アルゴン、炭酸ガス 不要
				内容積500リットル以下 製造の基準を遵守、取扱いは全国的な動向を踏まえて措置を定める	不要
		送ガス蒸発器がない場合（液取り）	製造	内容積500リットル超え又は加圧蒸発器が外部に附属するもの 製造の許可又は届出	不要
内容積500リットル以下 製造の基準を遵守、取扱いは全国的な動向を踏まえて措置を定める	不要				

4 照会事例

※ 注意事項

この照会事例の内容は、法令の改正等により変更される場合があります。本内容に基づいて申請又は届出を行う場合は、あらかじめ県へ確認を行ってください。

1 配管・弁類

- Q1 安全弁の本体を変えずに、内部のバネを交換することで設定圧を変更したい。
A1 届出は不要。作動確認を行い、記録を残すこと。
- Q2 (コンビ則事業所) インターロックで作動するガス設備以外の自動弁を、別の自動弁に変更したい。
A2 届出は不要。作動確認を行い、記録を残すこと。
- Q3 40A 配管の認定弁のハンドルを外してエアシリンダーを取付け、自動弁とする。バルブ本体は変更ないが、弁の重量が増加するため、耐震評価が必要となる。
A3 軽微変更届とする。耐震評価を行うこと。
- Q4 バルブを認定弁に交換したいが、取付け口の形状が合わないので治具を取付けたい。
A4 変更許可が必要。
- Q5 高圧ガス設備に接続する計装設備の小口径の導圧配管を取替えたい。
A5 高圧ガス設備であり、変更許可が必要
- Q6 貯槽受け入れ用のローディングアームをローリーホースに取替えたい。
A6 変更許可が必要 (ローリーホースをローディングアームとする場合も変更許可)
- Q7 配管を撤去するが、①フランジ接合部で取り外し、閉止フランジで止める。②配管を切断し溶接で止める。③配管を切断し、ねじ込みプラグで止める。の方法を考えている。それぞれの場合の手続きはどのようになるか。
A7 ①は軽微変更届とする。②、③は変更許可が必要 (配管の切断、溶接を伴う場合は、変更許可が必要)。
- Q8 ①配管に設置しているオリフィス板を撤去したい。
②完成検査受検済であるオリフィス管と短管の位置を入れ替えたい (フランジ接合)。
A8 ①軽微変更届とする。②変更許可が必要 (完成検査は不要)。
- Q9 ①カードル充てん用の銅管を高圧ホースに変えたい。
②製品の気密試験用の設備で製品に接続するホースを耐圧ゴムホースからナイロンフレキシブルチューブに変えたい。
③容器充てん場の充てん金具と銅管を WEH 金具とテフロン高圧ホースに取替えたい。
④液化塩素受入銅管を更新したい。
A9 ①、②、③は変更許可が必要。④は受入銅管が可とう管であれば、届出は不要。
- Q10 ①ディスプレイの充てん口のカップリングを交換したい。
②ローリー受入ホースのカップリングの交換をしたい。
A10 ①②ともに、届出は不要。

2 塔槽類

Q11 差圧式液面計の表示部を更新したい。

A11 届出は不要（圧力計と同等）。

Q12 貯槽の保温材を撤去したい。保温材撤去により常用の温度は変わらない。温度上昇防止措置の基準も満たしている。

A12 届出は不要。

Q13 コールドエバポレーターの外槽のさび落としをしたい。

A13 届出は不要。ただし、真空度の測定を行い、支障ないことを確認すること。

3 蒸発器、熱交換器、回転機器等

Q14 消費型の蒸発器（LP ガス型式認定品）を取替えたい。

A14 変更許可が必要（蒸発器としては高圧ガス保安法上の認定品とはならない。）。

Q15 ①ポンプのモーターを交換したい。

②ポンプのインペラーを交換したい。

③コンプレッサーのプーリーを交換して回転数を変えたい。

A15 ①～③ともに、交換により処理能力がどのようになるかで手続きが変わる。

i 変らない→届出は不要。

ii ±20%以内の増減→変更許可が必要であるが完成検査は不要。

iii ±20%を超えて増減→変更許可、完成検査ともに必要。

Q16 ポンプのネジ接合継手部分を溶接したい。

A16 変更許可が必要（改造と見なす。）。

4 移動式製造設備関係

Q17 工事を伴わずに、ローリーの置場を変更したい。

A17 報告事項（任意提出）とする。

Q18 ローリーホース、カップリングを交換したい。

A18 届出は不要（ただし、液石法充てん設備は、液石法に基づく手続きが必要である。）。

Q19 ローリーの台車を更新したい。

A19 届出は不要。

（ただし、液石法充てん設備は、液石法に基づく変更届が必要である。）

※液石法の充てん設備の変更については、以下のとおりであり、保安法の手続きと異なる。

(1) ガスが通る部分の取替えのうち、メーカー、型式が異なるもの → 変更許可

(2) // メーカー、型式が同一のもの → 変更届

(3) ガスが通る部分以外の設備の取替え

（台車交換等、技術上の基準に関係しないものに限る。） → 変更届

5 付属冷凍設備

Q20 ブラインを介して設備を冷却する付属冷凍設備の圧縮機を交換したい。高圧ガス保安協会証明書は添付される。

A20 交換により処理能力がどのようになるかで手続きが変わる。

i 変わらない→軽微変更届とする。

ii ±20%以内の増減→変更許可が必要であるが完成検査は不要。

iii ±20%を超えて増減→変更許可、完成検査ともに必要。

Q21 ブラインポンプ、ブライン配管を増設したい。

A21 軽微変更届とする。

Q22 冷凍能力が高圧ガス保安法適用除外となる小型の付属冷凍機を交換する。

A22 届出は不要（処理量は算定しない。）。

Q23 ブラインポンプ、ブライン配管を取替える。

A23 届出は不要。

6 容器置場

Q24 ①充てんプラットフォームを拡大（縮小）したい。②充てんプラットフォームとは別に、事業所内で充てんしたガスの容器置場を増設したい。

A24 ①、②ともに、工事を伴う場合は、変更許可、完成検査ともに必要。工事を伴わない場合は、報告事項（任意提出）とする。また、液石則充填所で散水必要量を15分としている事業所は、拡大する場合は30分散水の対応をすること（製造と関係ないガスの容器置場は、貯蔵の基準が適用になる。）。

Q25 容器置場の拡大はないが、残ガス容器置場と充てん容器置場の場所の変更など、レイアウトを変更したい。

A25 工事を伴わない場合で、①可燃性ガス。毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等の置く場所を変更する場合は、報告事項（任意報告）とする。①以外のガスの場合は、充填容器置場と残ガス容器置場の場所を変更する場合は、届出は不要。

7 その他

Q26 ローリー停止位置を拡大したい。

A26 工事を伴わない場合は、報告事項（任意提出）とする。また、液石則充填所で散水必要量を15分としている事業所は、拡大する場合は30分散水の対応をすること。

Q27 ガス漏洩検知警報設備の検知部や警報盤の位置を変更したい。

A27 軽微変更届とする。

Q28 ①ガス設備の冷却水ジャケットの形状を変えたい。

②反応器の冷却水配管を変更したい。

A28 軽微変更届とする。

Q29 移動式のコンプレッサの保管場所を同一敷地内で変更したい。

A29 届出は不要。

Q30 設備の破裂板を取替えたい。設定圧は変らないが、材質の耐食性を向上させる。

A30 届出は不要。

Q31 貯槽の歩廊を変更したい。

A31 届出は不要。

Q32 スタンドの舗装をし直す。

A32 届出は不要。

5 手数料の算定の扱いについて

変更許可及び完成検査の申請には、県条例で定める手数料の納付が必要です。手数料の納付は収入証紙の添付により行います。

1 スクラップ&ビルド

手数料は、変更前後の処理量の変化により決まりますが、**設備の全て又は一部を取替える場合は、スクラップ&ビルドが適用**され、新たに設置する設備の処理量により手数料が算定されます。

しかし、スクラップ&ビルドの適用については、これまでの経過から、手数料の算定根拠となる処理量を以下のように運用しています。

(1) 処理設備の増設による処理量の増加

増設する設備の処理量

(2) 処理設備の取替による処理量の変更

① **単なる機器類の交換の範囲の場合**※1

変更前後の処理量の増加分※2

② **①以外の場合**

新たに設置する設備の処理量（スクラップ&ビルドが適用される。）

(3) 処理設備の増設、取替がない場合（配管、弁類の増設、変更など）※3

「その他」が適用されます。

※1 「単なる機器類の交換の範囲」とは、以下の条件を全て満たす設備の変更をいいます。

① 単なる機器：ポンプ、コンプレッサー、気化器、凝縮器及びそれらに類似した機器

② 交換として見る範囲：フロー上の変更がなく、かつ、配管のサイズアップがない場合

③ 処理量の変更幅：機器の処理量の増減が20%以内であること

※2 処理量の増減の計算の結果がマイナス（減少のみ、又は、減少が増加分より多い）の場合は、「0」（「その他」）と扱います。

※3 移動式製造設備の取替え（入替え）の場合は、同じものへの入替えでもスクラップ&ビルドが適用されます。

2 スクラップ&ビルドが混在する手数料の対象となる処理量の計算

設備の増加、スクラップ&ビルド、単なる機器の交換の範囲が混在する場合は、**それぞれに分けて**手数料の算定根拠となる処理量を計算してください。

また、**単なる機器の交換で、処理量の増減分の結果がマイナスの場合は、「0」として計算**してください。

例

①定置式製造施設により製造する事業所で、

・ A施設にポンプ a を増設 150 m³/日

・ B施設の蒸発器 b を取替え 150→160 m³/日、スクラップ&ビルド適用

・ C施設の圧縮機 c を取替え 700→600 m³/日、単なる機器の交換の範囲

●手数料算定処理量

= (ポンプ a の処理量) + (蒸発器 b の処理量) + (圧縮機 c の増減分)

= 150 + 160 + 0 ※ = 310 m³/日 ∴ ¥39,000 円

※圧縮機 C は単なる機器の交換の範囲でマイナスとなるが、0 で計算

②定置式製造施設により製造する事業所で、

・ A施設にポンプ a を増設 150 m³/日

・ B施設の蒸発器 b を取替え 150→160 m³/日、単なる機器の交換の範囲

・ C施設の圧縮機 c を取替え 700→600 m³/日、単なる機器の交換の範囲

●手数料算定処理量

= (ポンプ a の処理量) + (蒸発器 b 及び圧縮機 c の増減分)

= 150 + 0 ※ = 150 m³/日 ∴ ¥26,000 円

※単なる機器の交換の範囲で合算すると、(+10-100) でマイナスとなるが、0 で計算

6 保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について

1 保安統括者等の代理者の兼務

(1) 選任の要件を満たす者（以降の文章では前提条件として省略する）であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

（例）保安統括者の代理者であるA氏を、保安主任者及び保安係員の代理者に選任する。

(2) 保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。

（例）保安技術管理者であるB氏を、保安企画推進員の代理者に選任する。

(3) 液化石油ガス保安規則のみの適用を受け、かつ処理能力が25万m³/日未満の事業所において、保安統括者が保安係員の選任の要件を満たすものであれば、保安係員を兼務してもよい。ただし、液化石油ガス製造施設につき従業員の交代性をとっている場合は兼務できない

(4) 交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

ただし、代理の職務を行うことにより、24時間働き続けることになる等、当該保安係員が不在の間、継続して職務を行えなくなる場合は、代理者に選任することはできない。

(5) 保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

（例）〇〇〇製造施設に従事しているD氏を、他の製造施設区分である△△△製造施設の保安係員の代理者に選任することはできない。

2 保安係員の外部委託

事業所ごとに選任する保安係員（代理者）について、以下の(1)、(2)の条件を満たした場合、選任の要件を満たす者であれば、事業所の管理を委託している管理会社等に所属するものであっても、保安係員（代理者）に選任できる。

(1) 危害予防規程において、委託先の会社名と委託する業務範囲が明確にされていること

(2) 委託契約書において、選任した保安係員（代理者）が当該事業所に専任されている等、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが明記されていること

7 許可申請時の基準適合状況の記述方法について

基準への対応状況は、詳細にかつわかりやすく記述すること。

液化石油ガス保安規則の技術上の基準に関する事項

適用法令	項目	申請内容	書類 番号	図面 番号	備考
第6条 第1項 第17号	高压ガス 設備の 耐圧性能	(わかりにくい例) 高压ガス設備は、常用の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格するものとする。ただし、特定設備検査則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって使用開始前のものについては実施しない。			
		(記載例 1) ポンプ、弁類は大臣認定品、貯槽は特定設備を使用します。 配管については、下記の耐圧試験を実施します。 (耐圧試験実施設備、大臣認定、特定設備の区分は別紙機器一覧表を参照) 配管耐圧試験は、試験圧力2.7MPa(常用圧1.77MPaの1.5倍)で、水を使用して実施します。			条文の内容のみの記述で、どの設備が、認定品、特定設備、耐圧試験実施なのか区別できない
		(記載例 2) 特定設備 貯槽 認定品 ポンプ、弁類 耐圧試験実施 配管 (耐圧試験実施設備、大臣認定、特定設備の区分は別紙機器一覧表を参照) 耐圧試験圧力 常用圧力の1.25倍 1.77MPa×1.25=2.22MPa 以上 耐圧試験流体 窒素 非破壊検査 浸透探傷試験			

適用法令	項目	申請内容	書類 番号	図面 番号	備考
第6条 第1項 第32号	保安電力	(わかりにくい例) ・基準どおり、保安電力を保有する。 ・停電時に、機能が失われることのないような措置を講ずる。			
		(記載例) 次の設備には、それぞれ保安電力を備える。 緊急遮断弁 空気だめ(エアコンプレッサー) 散水装置 エンジン駆動ポンプ 非常照明設備 乾電池(懐中電灯) 通報設備 乾電池(ハンドマイク) ガス漏洩検知警報設備 バッテリー			

8 高圧ガスの事故等について（新潟県取扱い）

平成 24 年 3 月 28 日

平成 24 年 10 月 24 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

1. 適用範囲

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第 98 条、液化石油ガス保安規則第 96 条、コンビナート等保安規則第 53 条、及び冷凍保安規則第 68 条で規定する事故（以下、「高圧ガスに係る事故等」という。）について定める。

2. 用語について

ここで使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例による。

3. 定義

「高圧ガスに係る事故等」とは、高圧ガス・石油コンビナート事故対策要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180328 保局第 2 号）I 総則 2. 事故の定義等 (1)にかかわらず、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事象等で、次に掲げるものをいう。

なお、ある事象等を「高圧ガスに係る事故等」とするか否かについては、その事象等が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、高圧ガス保安法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。また、正常な動作として安全弁が作動し高圧ガスが噴出した場合、事業所において高圧ガスとは無関係な原因により発生した火災で窒素ガスボンベが破裂した場合等は、それによる人的被害が無ければ「高圧ガスに係る事故等」として取り扱わない。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号、以下「液化石油ガス法」という。)に係る事故(以下「LP ガス事故」という。)は、LP ガス事故について(平成 24 年 3 月 28 日、新潟県)及び液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)により対応する。

- ① 爆発（製造等に係る設備（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
- ② 火災（設備等において燃焼現象が生じたものをいう。）
- ③ 噴出・漏えい（気密な構造とする必要のある設備等(※)において、ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
 - 1) 噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であり、点検、警報システムによる検知等の通常の保全活動で発見し、速やかに対処した場合であって、かつ、人的被害のない場合
 - 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊が生じたものをいう。）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。LP ガス事故は除く。）
- ⑥ 高圧ガス保安法第 36 条 1 項の事態（高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。）
- ⑦ その他

※：設備等のうち、高圧ガス設備、可燃性ガス、毒性ガス、若しくは酸素に係るガス設備、又は特殊高圧ガスに係る消費設備

9 コールド・エバポレーターの運用について

令和4年3月14日
新潟県防災局消防課

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第20号）が令和3年3月29日に公布され（令和3年4月1日施行）、定置式製造設備であるコールド・エバポレーター（以下、「CE」という。）の定義が明確化された。これに伴い、処理能力の算定方法や保安検査周期等についても改正が行われ、CEに係る運用が見直された。

さらに、令和4年2月に経済産業省高圧ガス保安室から「コールド・エバポレータ（CE）の定義見直し関係～解説資料～及び参考.Q&A（パブコメ回答等まとめ）～」が示された（[経済産業省HP](#)）。これらをふまえ、本県におけるCEの取り扱いについて整理し、令和4年3月14日より以下のとおり運用することとする。

1 CEの定義と適用される技術上の基準

CE：二重殻真空断熱式貯槽＋加圧蒸発器（＋送ガス蒸発器）のみで構成される定置式製造設備
→技術上の基準は一般則第6条の2が適用される。

一般則第2条第1項第二十二号の二 コールド・エバポレーター

液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十八号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。）

一方、加圧蒸発器付低温貯槽（及び送ガス蒸発器）以外の処理設備を有する製造設備や、加圧蒸発器のない低温貯槽は、CEではない一般的な高圧ガス製造設備として規制される。

→技術上の基準は一般則第6条の規定が適用される。

2 処理容積の計算

※詳細は経産省「コールド・エバポレータ（CE）の定義見直し関係～解説資料～及び参考.Q&A（パブコメ回答等まとめ）」を参照すること。[経済産業省HP](#)

＜CEと処理容積の計算＞

	処理容積の計算（一般則第2条第1項）
気化ガス取り出し	【送ガス蒸発器の常用の圧力 1MPa 未満】 第十八号ト(ホ)① 加圧蒸発器付低温貯槽の気化ガスを取り出す場合 【送ガス蒸発器の常用の圧力 1MPa 以上（送ガス蒸発器が処理設備に該当）】 第十八号ト(ホ)① 加圧蒸発器付低温貯槽の気化ガスを取り出す場合 ＋ 第十八号ハ 蒸発器
液化ガス取り出し	第十八号ト(ホ)② 加圧蒸発器付低温貯槽の液化ガスを取り出す場合

○送ガス蒸発器による気化ガスの取り出しと液化ガスの取り出しの両方を行う場合。

第十八号ト（ホ）①気化ガスを取り出す場合、

第十八号ト（ホ）②液化ガスを取り出す場合

の両方を満たす必要があるため、それぞれの計算式により算出した値の大きい値を処理容積とする。

（気化ガスの取り出しと液化ガスの取り出しを同時に行わないのであれば合算する必要はない。）

・・・参考Q&A（パブコメ回答等まとめ④ Q11）

○送ガス蒸発器が複数基並列に接続され、同時に稼働することができないような場合。

各々の送ガス蒸発器の処理容積を第十八号ト（ホ）①の計算式で算出し、大きい値を処理容積とする。

・・・参考Q&A（パブコメ回答等まとめ⑤ Q12）

<処理容積算定の注意点>

配管により接続された施設において1以上の設備がある場合、当該設備の処理容積を合算するものとして運用する。なお、算定は設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものではなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力とする。

・・・解説資料6.（注意事項）施設の処理容積の算定について

<改正省令の施行の際現に許可申請又は届出を行っている設備（以下既存設備）>

- ・ 技術上の基準や処理容積の算定は、なお従前の例によることができる（経過措置）。
- ・ 設備の変更を行う場合は、内容によって改正後の法令を適用する必要があるため、事前に所管行政庁に相談すること。
- ・ 処理容積により保安検査手数料が決定されるため（3. 保安検査（2）保安検査の手数料参照）、設備ごとに処理容積を整理すること。処理容積を見直し/整理する場合は、所管行政庁に相談すること（軽微変更届出等の提出を求める場合がある）。

3 保安検査

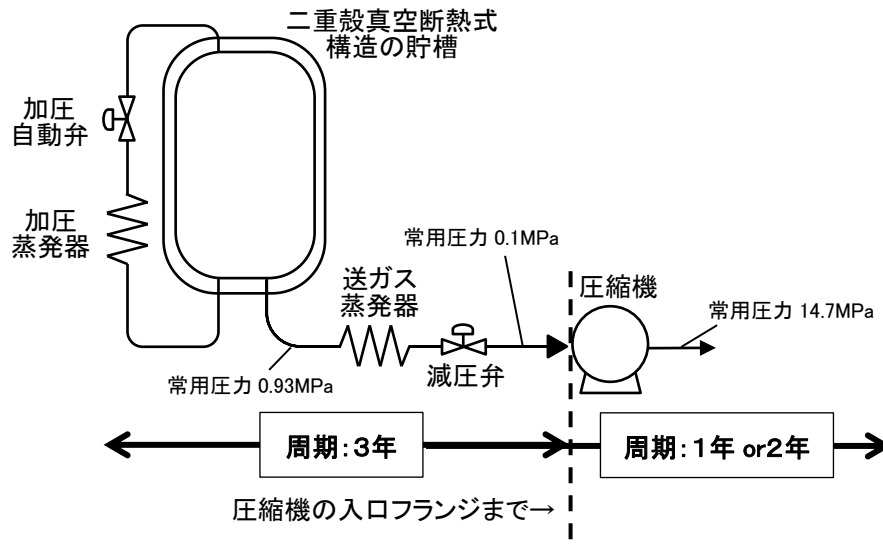
(1) 保安検査の方法と周期

製造設備	保安検査の方法	保安検査周期（※1）
CE	一般則第 82 条第 2 項第四号及び別表 3 コンビ則第 37 条第 2 項第四号及び別表 4	3 年
一般的な高圧ガス設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ CEと同様の設備構成を有するもの。 ・ CEと類似の設備構成を有するもの（液化窒素や液化炭酸ガスなどの場合に使用する加圧蒸発器のない低温貯槽を有する製造設備） 	KHKS 0850	CEと同様の設備構成の範囲：3年 類似の設備構成を有するもの：3年 上記以外：1年～4年 ^{※2} （例：空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置は2年）

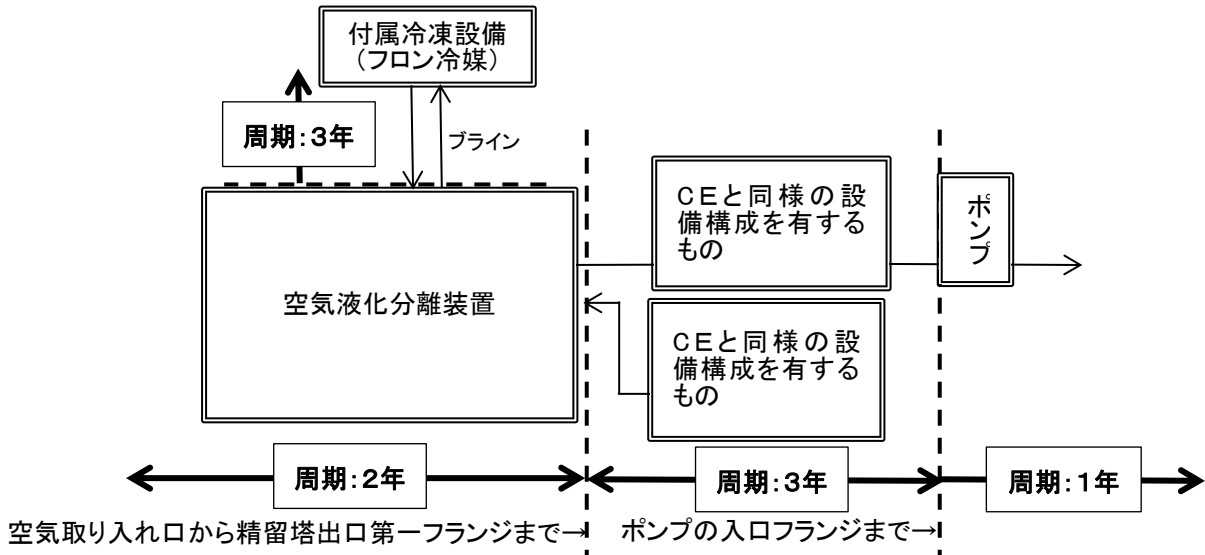
※1 この検査周期以内で実施すればよい。あらかじめ保安検査機関と調整すること。

※2 一般則第 79 条第 2 項、コンビ則第 34 条第 2 項及び製造細目告示第 14 条で規定する周期。

【例1】 気化ガスを圧縮機で昇圧させる場合



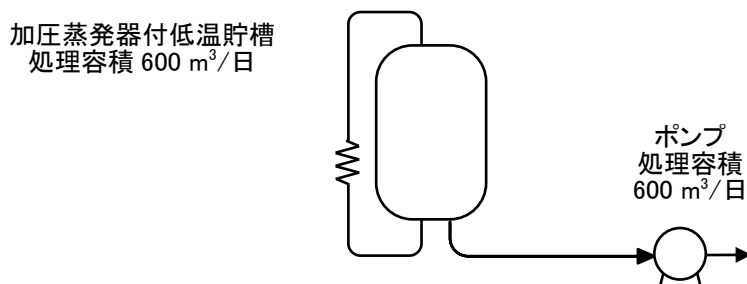
【例2】 空気液化分離施設の場合



(2) 保安検査の手数料

- ・ 保安検査手数料は、保安検査を受ける製造設備の処理容積により決定する。
- ・ CEと同様の設備構成を有する製造設備では、設備ごとに検査周期が異なり、手数料は「その年に保安検査を行う設備の処理容積」に基づき決定する。
- ・ 設備ごとの処理容積を整理しておくこと。処理容積について見直しを行う場合は、所管行政庁に相談すること。
- ・ 法で定められた周期より短い期間で保安検査を行ってもよい。その場合は、保安検査を行った設備の処理容積が保安検査手数料となる。

【例3】 CEと同様の設備（600 m³/日） + ポンプ（600 m³/日） で構成される製造設備の場合。



検査年	検査対象設備	処理容積 (m ³ /日)	検査手数料 (円)
1年目	CEと同様の設備構成+ポンプ	1,200	75,000
2年目	ポンプ	600	60,000
3年目	ポンプ	600	60,000
4年目	CEと同様の設備構成+ポンプ	1,200	75,000

注) 上記の例で、ポンプ部について休止届出が出ているとき。

- ・ 休止部分は保安検査の対象外とする。処理容積 600 m³/日の CEと同様の設備構成として保安検査手数料を算定する。
- ・ CEと同様の設備の処理容積が 300 m³/日未満（酸素の場合は 100 m³/日未満）であれば、小規模非連結設備として扱うことができ、CEと同様の設備構成箇所は保安検査の対象外とすることができる。

< CE及びCEと同様の設備構成の範囲の耐圧性能検査および気密性能検査について >

- ・ 設備構成中、製造に係る技術上の基準における耐圧・気密検査を要しない設備は二重殻真空断熱式構造の貯槽部分のみである。蒸発器や配管類等は耐圧性能および気密性能の検査を実施すること。
- ・ 既存設備は、経過措置により従前の例によることができる。（ただし、蒸発器や配管類等も耐圧性能検査、気密性能検査を実施することが保安上望ましい）。